

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和元年 12月定例会

議案の 件名	議案第83号 交野市下水道条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">条例</span> その他（ ）
-----------	----------------------------------	------------	---

<p>〈政策等の概要〉</p> <p>本市の設置する公共下水道の管理及び使用並びに下水道施設の構造及び維持管理に関する基準については、下水道法(昭和33年法律第79号。)その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p>	<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p> <p>大阪府下市町村において、令和2年4月1日より、概ね、同様の内容を改正予定である。</p>						
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p> <p>下水道排水設備工事責任技術者に関する業務のうち、下水道排水設備工事責任技術者の登録業務については、これまで、大阪府内の各市町村の条例等に基づいて、各市町村が実施してきたが、令和2年4月1日から、下水道排水設備工事責任技術者の資格者試験及び更新講習の業務を行う大阪府下水道協会に一元化されることとなったため、関係する規定について、所要の改定を行う。</p>	<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>						
	<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p> <p>排水設備工事責任技術者の登録業務について、これまでは、大阪府下市町村で実施してきたが、令和元年5月16日に開催された第56回大阪府下水道協会総会にて、令和2年4月1日から、大阪府下水道協会に一元化されることが決定した。</p>	<p>〈総合計画等の整合〉</p> <p>“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道整備を行い快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。(No.47、48)</li> <li>・安全で安心な生活環境を保つため、適切な施設管理を行う。(No.64)</li> </ul> <p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table>	計画名称		策定年度		計画期間
計画名称							
策定年度							
計画期間							
<p>〈市民参加の状況〉</p> <p>有・<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">無</span>（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>	<p>〈政策等の実施時期〉</p> <p style="text-align: right;">令和2年4月1日施行</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">担当部局</td> <td style="width: 30%;">担当課</td> <td style="width: 40%;">添付資料（有の場合は、その名称）</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>下水道課</td> <td>⑤・無（新旧対照表等）</td> </tr> </table>	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	都市整備部	下水道課	⑤・無（新旧対照表等）
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）					
都市整備部	下水道課	⑤・無（新旧対照表等）					

## 交野市下水道条例の一部を改正する条例について

### 1. 条例改正の目的

大阪府内の市町村における下水道排水設備工事責任技術者に関する業務について、平成5年より、効率的な実施を図ることを目的として、大阪府下水道協会が、資格者試験及び更新講習の開催に関する事業運営を行っている。また、一方で、排水設備工事責任技術者の登録業務については、これまで、各市町村の条例等に基づいて、各市町村が行っている。

近年は、従前と比べ、各市町村の下水道課職員が減少しており、当該登録業務を行う職員の業務負担が年々増大していることから、登録業務の負担軽減策等について、大阪府下水道協会及び各市町村は、これまで協議を行ってきた。協議の結果、令和2年より、排水設備工事責任技術者の登録業務については、各市町村に替わり、大阪府下水道協会で実施することが決定している。従って、排水設備工事責任技術者の登録一元化決定に併せて、交野市下水道条例において、所要の改正を行う。

### 2. 条例改正の内容

- ・ 条例第2条の1に責任技術者の定義を追加する。
- ・ 各条文中の「排水設備工事責任技術者」の文言を「責任技術者」に改める。
- ・ 条例第6条の5を「責任技術者は、排水設備の新設等の工事の業務に従事するときは、常に、責任技術者証を携帯し、本市の職員から請求があったときは、これを提示しなければならない。」に改める。
- ・ 条例第6条の6を「市長は、責任技術者が次の各号のいずれに該当するときは、当該責任技術者に係る登録の取消し又は効力の停止について府協会に求めることができる。」に改める。
- ・ 第6条の7、第6条の8及び第6条の9を削除する。
- ・ 条例第6条の10、第6条の11、第6条の12及び第6条の13について、各条を繰上げし、それぞれ、第6条の7、第6条の8、第6条の9及び第6条の10に改める等。

### 3. 施行日

令和2年4月1日から施行する。

交野市下水道条例（昭和53年条例第16号）新旧対照表

新	旧
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 責任技術者 下水道排水設備工事責任技術者として大阪府下水道協会（以下「府協会」という。）の登録を受け、府協会から下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の交付を受けている者をいう。</u></p> <p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第6条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において専属することとなる<u>責任技術者</u>の氏名</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 専属することとなる責任技術者の<u>府協会</u>により交付された責任技術者証の写し</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第6条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において専属することとなる<u>排水設備工事責任技術者</u>（以下「責任技術者」という。）の氏名</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 専属することとなる責任技術者の<u>第6条の9の規定</u>により交付された責任技術者証の写し又は大阪府下水道協会発行の排</p>

新	旧
<p>—</p> <p>(6) (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 営業所ごとに、<u>府協会</u>により<u>責任技術者</u>として登録を受けた者が1名以上専属している者であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>第6条の10第1項</u>の規定により第6条第1項の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>ウ ～ カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>責任技術者</u>)</p> <p>第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、<u>府協会による</u>責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を専属させなければならない。</p>	<p><u>水設備工事責任技術者試験の合格証若しくは更新講習終了書の写し</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 営業所ごとに、<u>次条第1項の規定により排水設備工事責任技術者</u>（以下「<u>責任技術者</u>」という。）として登録を受けた者が1名以上専属している者であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>第6条の13第1項</u>の規定により第6条第1項の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>ウ ～ カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>排水設備工事責任技術者</u>)</p> <p>第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、<u>次条第1項に規定する責任技術者の登録</u>を受けている者のうちから、責任技術者を専属させなければならない。</p>

新	旧
<p>2・3 (略)</p> <p><u>(責任技術者証の携帯)</u></p> <p><u>第6条の5 責任技術者は、排水設備の新設等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、本市の職員から請求があつたときは、これを提示しなければならない。</u></p> <p><u>(責任技術者の登録の取消し等)</u></p> <p><u>第6条の6 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該責任技術者に係る登録の取消し又は効力の停止について府協会に求めることができる。</u></p> <p><u>(1) 法、下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)又はこの条例若しくはこれに基づく規則の規定に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、責任技術者として不適当と市長が認めるとき。</u></p>	<p>2・3 (略)</p> <p><u>(責任技術者の登録)</u></p> <p><u>第6条の5 市長は、前条第1項において定める責任技術者について登録を行う。</u></p> <p><u>2 前項の登録の有効期間は、5年とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、市長は、これを短縮することができる。</u></p> <p><u>3 責任技術者は、前項の有効期間満了に際し、引き続き登録を受けようとするときは、登録の更新の申請をしなければならない。</u></p> <p><u>(責任技術者の登録の申請)</u></p> <p><u>第6条の6 第6条の4第1項の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 住民票の写し</u></p> <p><u>(2) 次条第1項に規定する責任技術者認定試験に合格したことを証する書類又は更新講習修了書</u></p> <p><u>(3) 身分証明証(身元証明書)</u></p> <p><u>(責任技術者の登録の資格)</u></p> <p><u>第6条の7 責任技術者認定試験に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格を有するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</u></p> <p><u>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p>

新	旧
	<p><u>(2) 第4項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者</u></p> <p><u>(3) 交野市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者</u></p> <p><u>(4) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意志疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p><u>3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意志疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、市長にその旨を届け出るものとする。</u></p> <p><u>4 市長は、責任技術者の登録を受けている者が、この条例に違反したときは、その責任技術者の登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。</u></p> <p><u>(責任技術者認定試験)</u></p> <p><u>第6条の8 責任技術者認定試験は、責任技術者として必要な知識及び技能について、市長が行う。ただし、試験の実施細目は、指定工事店規則で定める。</u></p> <p><u>(責任技術者証)</u></p> <p><u>第6条の9 市長は、第6条の7第1項に定める登録資格を有する者から第6条の6の申請があつたときは、責任技術者としての登録を行い、責任技術者証を交付する。</u></p> <p><u>2 責任技術者は、排水設備の新設等の工事の業務に従事するとき</u></p>

新	旧
<p>(指定工事店証)</p> <p><u>第6条の7</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定工事店は、<u>第6条の10第1項</u>の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。また、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(指定工事店の責務及び遵守事項)</p> <p><u>第6条の8</u> (略)</p> <p>(変更の届出等)</p> <p><u>第6条の9</u> (略)</p> <p>(指定の取消し又は一時停止)</p> <p><u>第6条の10</u> 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当する</p>	<p>は、常に責任技術者証を携帯し、請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p><u>3 責任技術者は、第6条の7第3項</u>の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。</p> <p><u>4 前3項に規定するもののほか、責任技術者証の書換え交付、再交付</u>に関し必要な事項は、指定工事店規則で定める。</p> <p>(指定工事店証)</p> <p><u>第6条の10</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定工事店は、<u>第6条の13第1項</u>の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。また、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(指定工事店の責務及び遵守事項)</p> <p><u>第6条の11</u> (略)</p> <p>(変更の届出等)</p> <p><u>第6条の12</u> (略)</p> <p>(指定の取消し又は一時停止)</p> <p><u>第6条の13</u> 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当する</p>

新	旧
<p>ときは、第6条第1項の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲において指定の効力を停止することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第6条の8</u> に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事の施工ができないと認められるとき。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第11条 使用者は、次に掲げる基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないものを除く。）を公共下水道に排除しようとするときは、除害施設の設置その他必要な措置をし、当該基準に適合する水質の下水にして排除しなければならない。</p> <p>(1) <u>令第9条の4第1項</u>  <u>各号に掲げる物質</u> それぞれ当該各号に定める数値。ただし、淀川水域に係る地域においては、同条第4項に規定する「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49年大阪府条例第8号。以下「大阪府条例」という。）第3条別表第1号及び第6号（水素イオン濃度及び大腸菌群数を除く。）に定められている当該物質に係る数値とする。</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>ときは、第6条第1項の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲において指定の効力を停止することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第6条の11</u>に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事の施工ができないと認められるとき。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第11条 使用者は、次に掲げる基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないものを除く。）を公共下水道に排除しようとするときは、除害施設の設置その他必要な措置をし、当該基準に適合する水質の下水にして排除しなければならない。</p> <p>(1) <u>下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第9条の4第1項各号に掲げる物質</u> それぞれ当該各号に定める数値。ただし、淀川水域に係る地域においては、同条第4項に規定する「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49年大阪府条例第8号。以下「大阪府条例」という。）第3条別表第1号及び第6号（水素イオン濃度及び大腸菌群数を除く。）に定められている当該物質に係る数値とする。</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>